

島根労働局発表  
令和3年12月24日(金)

担 島根労働局職業安定部職業対策課  
当 職業対策課長 後藤 宏光  
障害者雇用担当官 山本 章  
TEL 0852-20-7021

## 令和3年 障害者雇用状況の集計結果

島根労働局（局長 <sup>くらもち きよこ</sup> 倉持 清子）では、令和3年6月1日現在の島根県内の民間企業及び公的機関等における「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

### ○集計結果の主なポイント

#### 1 島根県の民間企業（法定雇用率2.3%）

##### ① 実雇用率は2.67%となり、対前年比0.08ポイント上昇（全国第4位）

（注）実雇用率とは、法で雇用義務の生じる規模（43.5人以上）の企業で雇用される障害者数を常用労働者数で除した率。 【表1・グラフ】【表7】

##### ② 法定雇用率を達成している企業割合は68.0%（420社）となり、前年同率（全国第1位） 【表2】【表7】

#### 2 島根県の公的機関等（法定雇用率2.6%。都道府県等の教育委員会は2.5%）

##### ① 実雇用率

- ・ 県の機関は2.47%となり、対前年比0.21ポイント上昇
- ・ 市町村等の機関は2.54%となり、対前年比0.08ポイント上昇
- ・ 特殊法人等は2.60%となり、対前年比0.10ポイント上昇
- ・ 教育委員会は2.42%となり、対前年比0.01ポイント減少

（注）教育委員会には、法定雇用率2.5%が適用される都道府県等の教育委員会を計上。法定雇用率が市町村等と同じ2.6%が適用される市町村教育委員会は、市町村等の機関に計上。

##### ② 法定雇用率を達成している機関数

- ・ 県の機関は、2機関（対象機関3機関）
- ・ 市町村等の機関は、29機関（対象機関37機関）
- ・ 特殊法人等は、3機関（対象機関3機関）
- ・ 教育委員会は、1機関（対象機関2機関）

【表4、5、6】

（注）未達成の市町村等の機関のうち、3機関は、公表日時点で障害者の雇用不足を解消し、法定雇用率を達成済み。

## ○島根労働局・ハローワークの取組み

- 1 法定雇用率未達成企業（機関）に対する達成指導を厳正に実施します。  
特に、未達成企業（機関）のうち障害者を1人も雇用していない企業（機関）に対しては、雇用実現に向けた指導・支援を重点的に実施します。
- 2 法定雇用率達成企業（機関）に対しても、引き続き雇用率の維持と更なる障害者雇用への取組みを求めています。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

○ 民間企業	……	一般の民間企業 …………… 2.3%
		(43.5人以上規模の企業)
		特殊法人等 …………… 2.6%
		〔労働者数38.5人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等〕
○ 国、地方公共団体	……	2.6%
		(38.5人以上規模の機関)
○ 都道府県等の教育委員会	……	2.5%
		(40人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

# 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

## 1 民間企業における雇用状況

### (1) 実雇用率

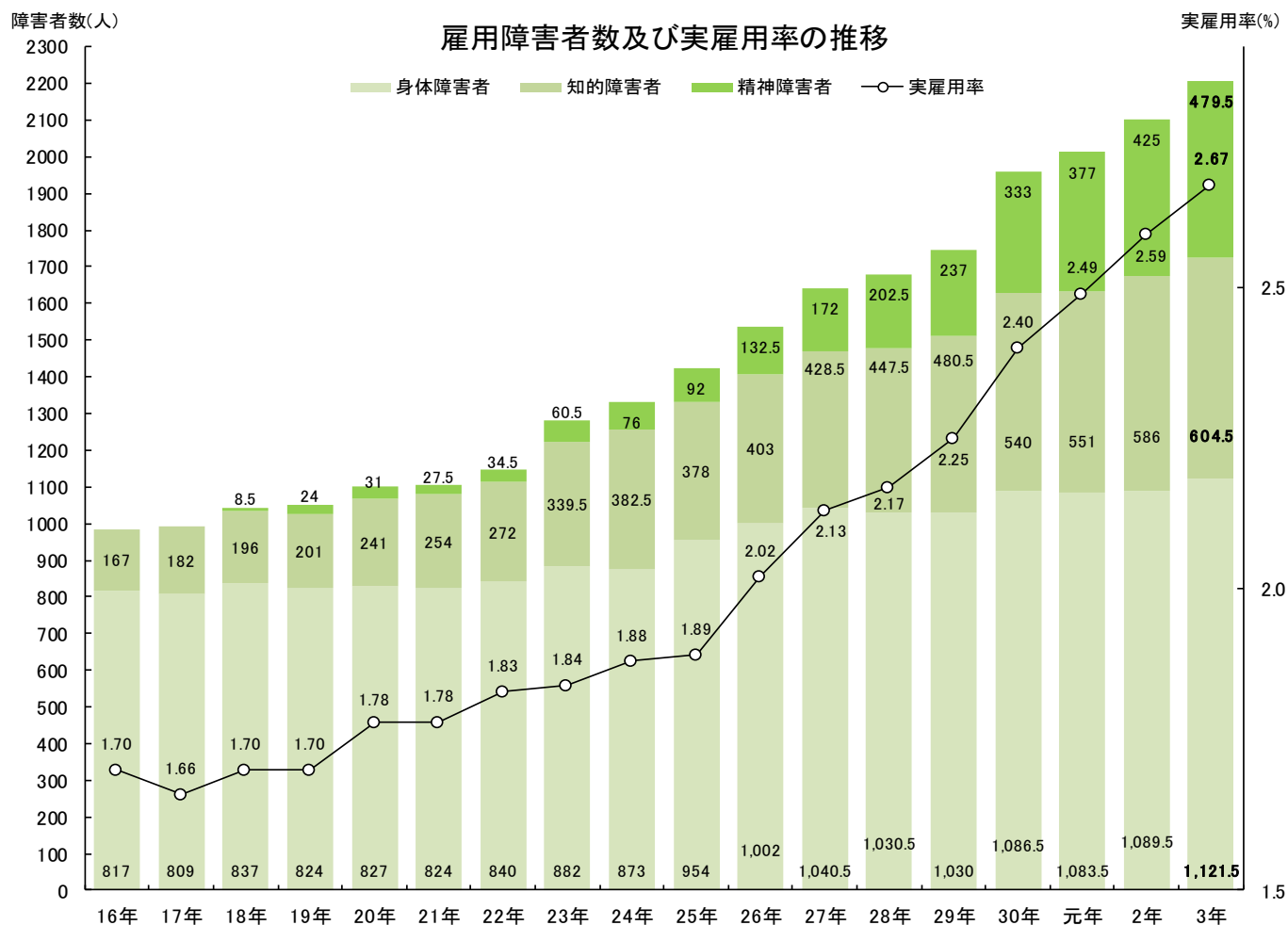
法定雇用率2.3%が適用される民間企業（常用労働者数43.5人以上規模企業）における実雇用率は2.67%で、前年比で0.08ポイント上昇した。

【表1】

令和3年6月1日現在

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④法定雇用率 達成企業の数 / 企業数 (企業)	⑤達成割合 (%)
民間企業	<b>82,605.5</b> (80,956.5)	<b>2,205.5</b> [2,049] (2,100.5)	<b>2.67</b> (2.59)	<b>420 / 618</b> (395) / (581)	<b>68.0</b> (68.0)

- (注) 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。  
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。
- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 3 [ ] 内は実人員である。
- 4 ( ) 内は、令和2年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。



## (2) 法定雇用率達成企業割合

法定雇用率を達成している企業割合は68.0%（420社）で、前年同率となった。これを企業規模別で見ると、43.5～100人未満規模企業は67.0%（270社）、100～300人未満規模企業は69.3%（124社）、300～500人未満規模企業は76.2%（16社）、500～1,000人未満規模企業は72.7%（8社）、1,000人以上規模企業が50.0%（2社）であった。

【表2】

令和3年6月1日現在

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数 (企業)	⑤ 達成割合 (%)
規模計	82,605.5 ( 80,956.5 )	2,205.5 ( 2,100.5 )	2.67 ( 2.59 )	420 / 618 ( 395 / 581 )	68.0 ( 68.0 )
43.5～ 100人未満	25,896.5 ( 23,736.5 )	658.0 ( 579.5 )	2.54 ( 2.44 )	270 / 403 ( 238 / 361 )	67.0 ( 65.9 )
100～ 300人未満	29,043.0 ( 28,883.5 )	775.0 ( 719.0 )	2.67 ( 2.49 )	124 / 179 ( 127 / 181 )	69.3 ( 70.2 )
300～ 500人未満	7,865.0 ( 9,876.5 )	271.5 ( 314.0 )	3.45 ( 3.18 )	16 / 21 ( 18 / 26 )	76.2 ( 69.2 )
500～ 1000人未満	6,905.0 ( 5,644.5 )	205.0 ( 196.5 )	2.97 ( 3.48 )	8 / 11 ( 9 / 9 )	72.7 ( 100.0 )
1,000人以上	12,896.0 ( 12,815.5 )	296.0 ( 291.5 )	2.30 ( 2.27 )	2 / 4 ( 3 / 4 )	50.0 ( 75.0 )

(注) ( ) 内は、令和2年6月1日現在の数値である。

## (3) 産業別状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」において前年よりも増加した。

産業別の実雇用率では、「医療、福祉（3.31%）」、「サービス業（他に分類されないもの）（3.24%）」、「農、林、漁業（3.08%）」、「不動産業、物品賃貸業（2.89%）」、「宿泊業、飲食サービス業（2.83%）」、「製造業（2.56%）」、「建設業（2.49%）」、「金融業、保険業（2.38%）」、「運輸業、郵便業（2.37%）」、「卸売業、小売業（2.37%）」において法定雇用率を上回っている。

【表 3】

令和3年6月1日現在

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④法定雇用率達成 / 企業数 企業の数	⑤達成割合
産業別	82,605.5 人 ( 80,956.5 人 )	2,205.5 人 ( 2,100.5 人 )	2.67 % ( 2.59 % )	420 / 618 ( 395 / 581 )	68.0 % ( 68.0 % )
農、林、漁業	633.0 人 ( 549.0 人 )	19.5 人 ( 14.0 人 )	3.08 % ( 2.55 % )	8 / 10 ( 5 / 8 )	80.0 % ( 62.5 % )
鉱業、採石業、砂利採取業	48.5 人 ( 47.5 人 )	0.0 人 ( 0.0 人 )	0.0 % ( 0.0 % )	0 / 1 ( 0 / 1 )	0.0 % ( 0.0 % )
建設業	4,282.5 人 ( 4,007.5 人 )	106.5 人 ( 93.0 人 )	2.49 % ( 2.32 % )	34 / 55 ( 32 / 49 )	61.8 % ( 65.3 % )
製造業	21,004.5 人 ( 20,716.5 人 )	537.0 人 ( 529.0 人 )	2.56 % ( 2.55 % )	95 / 135 ( 90 / 129 )	70.4 % ( 69.8 % )
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0 人 ( 0.0 人 )	- 人 ( - 人 )	- % ( - % )	- / - ( - / - )	- % ( - % )
情報通信業	1,417.5 人 ( 1,236.5 人 )	19.5 人 ( 18.5 人 )	1.38 % ( 1.50 % )	5 / 14 ( 5 / 11 )	35.7 % ( 45.5 % )
運輸業、郵便業	2,487.0 人 ( 2,372.5 人 )	59.0 人 ( 52.0 人 )	2.37 % ( 2.19 % )	14 / 24 ( 12 / 21 )	58.3 % ( 57.1 % )
卸売業、小売業	11,662.0 人 ( 11,530.0 人 )	276.5 人 ( 277.0 人 )	2.37 % ( 2.40 % )	47 / 80 ( 48 / 79 )	58.8 % ( 60.8 % )
金融業、保険業	4,102.5 人 ( 4,179.5 人 )	97.5 人 ( 96.0 人 )	2.38 % ( 2.30 % )	4 / 8 ( 5 / 8 )	50.0 % ( 62.5 % )
不動産業、物品賃貸業	467.5 人 ( 552.5 人 )	13.5 人 ( 13.0 人 )	2.89 % ( 2.35 % )	4 / 6 ( 4 / 7 )	66.7 % ( 57.1 % )
学術研究、専門・技術サービス業	1,672.0 人 ( 1,738.0 人 )	21.0 人 ( 26.0 人 )	1.26 % ( 1.50 % )	12 / 22 ( 12 / 21 )	54.5 % ( 57.1 % )
宿泊業、飲食サービス業	1,946.0 人 ( 2,009.0 人 )	55.0 人 ( 50.0 人 )	2.83 % ( 2.49 % )	15 / 22 ( 13 / 20 )	68.2 % ( 65.0 % )
生活関連サービス業、娯楽業	1,692.0 人 ( 1,735.0 人 )	35.0 人 ( 40.0 人 )	2.07 % ( 2.31 % )	12 / 18 ( 13 / 17 )	66.7 % ( 76.5 % )
教育、学習支援業	868.5 人 ( 868.0 人 )	17.0 人 ( 10.0 人 )	1.96 % ( 1.15 % )	5 / 11 ( 4 / 11 )	45.5 % ( 36.4 % )
医療、福祉	20,280.0 人 ( 19,852.5 人 )	671.0 人 ( 632.5 人 )	3.31 % ( 3.19 % )	124 / 159 ( 119 / 151 )	78.0 % ( 78.8 % )
複合サービス事業	3,877.5 人 ( 3,866.5 人 )	77.5 人 ( 66.0 人 )	2.00 % ( 1.71 % )	2 / 4 ( 1 / 3 )	50.0 % ( 33.3 % )
サービス業(他に分類されないもの)	6,164.5 人 ( 5,696.0 人 )	200.0 人 ( 183.5 人 )	3.24 % ( 3.22 % )	39 / 49 ( 32 / 45 )	79.6 % ( 71.1 % )

(注) ( ) 内は、令和2年6月1日現在の数値である。

## 2 公的機関等における雇用状況

法定雇用率2.6%が適用される県、市町村等及び特殊法人等の機関における実雇用率をみると、県の機関は2.47%、市町村等の機関は2.54%、特殊法人等は2.60%となり、前年との比較では、県の機関は0.21ポイント、市町村等の機関は0.08ポイント、特殊法人等は0.10ポイント上昇した。

また、法定雇用率2.5%が適用される県等の教育委員会における実雇用率は2.42%で、前年より0.01ポイント減少した。

### (1) 法定雇用率2.6%が適用される地方公共団体等

【表4】

令和3年6月1日現在

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数 (機関)	⑤達成割合 (%)
県の機関	<b>5,024.0</b> (4,991.5)	<b>124.0</b> [ 99] (113.0)	<b>2.47</b> (2.26)	<b>2 / 3</b> (1) / (3)	<b>66.7</b> (33.3)
市町村等の機関	<b>9,386.0</b> (9,011.0)	<b>238.0</b> [ 184] (222.0)	<b>2.54</b> (2.46)	<b>29 / 37</b> (32) / (38)	<b>78.4</b> (84.2)
特殊法人等	<b>2,307.0</b> (2,200.0)	<b>60.0</b> [ 45] (55.0)	<b>2.60</b> (2.50)	<b>3 / 3</b> (2) / (2)	<b>100.0</b> (100.0)

※市町村等の機関で未達成であった機関のうちの3機関は、公表日時点で達成済み。

### (2) 法定雇用率2.5%が適用される県等の教育委員会

【表5】

令和3年6月1日現在

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数 (機関)	⑤達成割合 (%)
県等の教育委員会	<b>6,823.5</b> (6,803.0)	<b>165.0</b> [121] (165.5)	<b>2.42</b> (2.43)	<b>1 / 2</b> (1) / (2)	<b>50.0</b> 50.0

- (注) 1 表4及び5の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。数率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 表4及び5の各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。
- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 3 法定雇用率2.5%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 4 [ ]内は実人員である。
- 5 ( )内は、令和2年6月1日現在の数値である。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

## (3) 機関別障害者の雇用状況

令和3年6月1日現在

【表6】

法定雇用率	機関名	① 法定雇用障害者数の算定基礎となる職(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
2.6%	島根県	4,046.0	105.0	2.60	0.0	特例認定あり
	島根県病院局	628.5	9.0	1.43	7.0	
	島根県警察本部	349.5	10.0	2.86	0.0	
2.6%	松江市	1,339.5	37.0	2.76	0.0	
	浜田市	798.0	23.0	2.88	0.0	
	出雲市	878.0	26.0	2.96	0.0	
	益田市	439.5	11.5	2.62	0.0	
	大田市	536.0	13.0	2.43	0.0	
	安来市	539.0	9.0	1.67	5.0	
	江津市	291.5	8.0	2.74	0.0	
	雲南市	379.0	11.0	2.90	0.0	
	奥出雲町	172.5	5.0	2.90	0.0	
	飯南町	113.0	3.0	2.65	0.0	
	川本町	74.0	2.0	2.70	0.0	
	美郷町	126.0	3.0	2.38	0.0	
	邑南町	257.0	6.0	2.33	0.0	特例認定あり
	津和野町	177.0	2.0	1.13	2.0	
	吉賀町	118.0	3.0	2.54	0.0	
	海士町	65.0	1.0	1.54	0.0	
	西ノ島町	84.5	4.0	4.73	0.0	
	隠岐の島町	236.0	7.0	2.97	0.0	特例認定あり
	浜田市教育委員会	125.0	4.0	3.20	0.0	
	出雲市教育委員会	126.0	3.0	2.38	0.0	
	益田市教育委員会	132.5	7.0	5.28	0.0	
	大田市教育委員会	145.0	3.0	2.07	0.0	
	安来市教育委員会	104.0	1.0	0.96	1.0	
	奥出雲町教育委員会	95.0	1.0	1.05	1.0 ※	
	松江市上下水道局	121.0	3.0	2.48	0.0	
	松江市交通局	52.0	2.0	3.85	0.0	
	松江市立病院	451.5	12.0	2.66	0.0	
	松江市ガス局	39.5	0.0	0.00	1.0	
	出雲市上下水道局	94.0	2.0	2.13	0.0	
	出雲市立総合医療センター	150.5	3.0	1.99	0.0	
	大田市立病院	249.0	4.0	1.61	2.0 ※	
	安来市立病院	141.0	2.5	1.77	0.5	
	雲南市立病院	253.0	6.0	2.37	0.0	
町立奥出雲病院	144.5	3.0	2.08	0.0		
飯南町立飯南病院	61.5	0.0	0.00	1.0 ※		
邑智郡公立病院組合 公立邑智病院	114.5	3.0	2.62	0.0		
隠岐広域連立隠岐病院	163.0	4.0	2.45	0.0		
2.5%	島根県教育委員会	6,618.0	158.0	2.39	7.0	
	松江市教育委員会	205.5	7.0	3.41	0.0	
2.6%	国立大学法人 島根大学	2,036.5	52.0	2.55	0.0	
	公立大学法人 島根県立大学	207.5	6.0	2.89	0.0	
	島根県住宅供給公社	63.0	2.0	3.17	0.0	

※奥出雲町教育委員会は11月1日、大田市立病院は11月1日、飯南町立飯南病院は12月1日現在において、障害者の雇用不足を解消し法定雇用率を達成済み。

(参考) 都道府県別民間企業の実雇用率・達成企業割合の状況

【表7】

実雇用率

都道府県名		実雇用率	(対前年増減)
全国		2.20	0.05
1	奈良県	2.88	0.05
2	沖縄県	2.86	0.12
3	佐賀県	2.70	0.05
4	島根県	2.67	0.08
5	長崎県	2.64	0.03
6	山口県	2.60	△0.01
7	大分県	2.59	0.04
8	高知県	2.55	0.15
9	鹿児島県	2.54	0.10
10	岡山県	2.54	0.10
11	福井県	2.53	0.09
12	和歌山県	2.49	△0.04
13	宮崎県	2.47	△0.05
14	石川県	2.45	0.10
15	鳥取県	2.43	0.06
16	熊本県	2.41	0.06
17	北海道	2.37	0.02
18	岩手県	2.37	0.09
19	青森県	2.36	0.06
20	三重県	2.36	0.08
21	滋賀県	2.33	0.04
22	埼玉県	2.32	0.02
23	広島県	2.30	0.05
24	長野県	2.29	0.04
25	愛媛県	2.29	0.00
26	京都府	2.28	0.04
27	静岡県	2.28	0.09
28	栃木県	2.26	0.08
29	徳島県	2.26	0.04
30	兵庫県	2.25	0.04
31	岐阜県	2.25	0.08
32	福岡県	2.21	0.03
33	大阪府	2.21	0.09
34	秋田県	2.21	△0.04
35	宮城県	2.21	0.04
36	新潟県	2.20	0.03
37	群馬県	2.19	0.03
38	富山県	2.18	0.05
39	茨城県	2.17	△0.02
40	神奈川県	2.16	0.03
41	山梨県	2.16	0.11
42	千葉県	2.15	0.03
43	福島県	2.14	△0.02
44	愛知県	2.14	0.06
45	香川県	2.14	0.06
46	山形県	2.11	0.00
47	東京都	2.09	0.05

達成割合

令和3年6月1日現在

都道府県名		法定雇用率達成企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国		47.0	△1.6	50,306	106,924
1	島根県	68.0	0.0	420	618
2	佐賀県	65.0	△3.9	414	637
3	宮崎県	61.9	△1.7	553	893
4	鹿児島県	61.6	△0.4	816	1,325
5	奈良県	61.5	△1.0	433	704
6	高知県	61.2	△1.5	338	552
7	大分県	61.2	0.4	551	900
8	和歌山県	61.1	△0.5	395	646
9	沖縄県	60.9	△1.3	660	1,084
10	徳島県	60.2	△2.5	325	540
11	鳥取県	60.1	△2.9	292	486
12	長崎県	59.9	△2.8	627	1,046
13	秋田県	59.7	△4.1	494	827
14	岩手県	58.8	1.8	627	1,066
15	福井県	57.6	△1.3	441	765
16	山梨県	57.3	1.1	377	658
17	三重県	56.9	△2.1	723	1,271
18	長野県	56.8	△2.0	1,010	1,778
19	新潟県	56.6	△2.4	1,152	2,036
20	熊本県	56.5	△2.4	749	1,325
21	山口県	56.3	△2.3	549	976
22	群馬県	55.1	△1.5	922	1,672
23	岐阜県	54.8	0.3	919	1,677
24	香川県	54.6	△1.1	481	881
25	栃木県	54.4	△3.0	743	1,366
26	富山県	54.1	△2.8	592	1,095
27	滋賀県	54.0	△2.2	501	927
28	青森県	53.6	△0.5	559	1,042
29	石川県	53.4	△3.0	613	1,147
30	福島県	53.0	△2.7	798	1,507
31	静岡県	51.9	△0.4	1,636	3,152
32	岡山県	51.1	△2.5	798	1,563
33	京都府	50.9	△2.2	1,005	1,974
34	宮城県	50.7	△0.7	808	1,593
35	山形県	50.5	△3.1	496	982
36	北海道	50.1	△0.8	1,950	3,889
37	福岡県	49.9	△2.9	2,056	4,118
38	兵庫県	49.5	△1.4	1,784	3,603
39	茨城県	49.3	△2.8	839	1,701
40	千葉県	49.0	△2.9	1,375	2,804
41	愛媛県	48.9	△3.9	534	1,091
42	広島県	48.0	△1.0	1,170	2,437
43	埼玉県	47.8	△1.7	1,743	3,647
44	愛知県	46.5	△0.7	3,116	6,695
45	神奈川県	44.6	△2.8	2,234	5,010
46	大阪府	43.0	△0.8	3,711	8,633
47	東京都	30.9	△1.6	6,977	22,585

(注) 都道府県別の状況は、企業の主たる事業所（特例子会社等の認定を受けている企業にあつては、その親会社の主たる事業所）が所在する都道府県において、集計したものである。